

# ○大府市空家改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び大府市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大府市条例第32号）に基づき、空家等対策を推進するため、大府市内の空家を活用する者に対して、予算の範囲内において交付する大府市空家改修費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空家)

第2条 補助対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、法第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物（居住の用に供する部分が2分の1以上）であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

(1) 市街化区域内に存すること。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

ア 本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想又は大府市有機農業実施計画に位置付けがある農業者（認定農業者、認定新規就農者又は有機農業者）が利用するもの

イ その他市街化調整区域における空家等対策として特に必要であると市長が認めるもの

(2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅にあっては耐震基準を満たしていること又は補助金の実績報告時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了していること。

(3) 建築確認済証の交付を受けていること。

(4) 過去に補助金の交付を受けていない空家であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家の所有者又は賃借人（補助対象空家の改修に関して、補助対象空家の所有者から書面による同意を得ている者に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象空家を10年以上利活用することが見込まれること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 偽りその他不正な手段により申請を行っていないこと。

(4) 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象空家を利活用するに当たり必要となる建物部分の改修又は修繕の工事であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 台所、浴室、便所又は洗面所の改修又は修繕

(2) 屋根、外壁又は内装の改修又は修繕

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

(1) 他の公的補助制度等（当該補助対象空家の耐震改修費に係るものを除く。）を活用するもの

- (2) 補助金の交付決定前に着手するもの
- (3) 補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末までに完了する見込みがないもの
- (4) 宅地建物取引業者等がその業の目的のために行うもの
- (5) 前条第1項第4号の要件に抵触する者と補助対象事業に係る契約をするもの  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、新築、増築、移築、備品購入、加入金等に係る経費は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は30万円（市内業者に依頼して補助対象事業を行った場合は、40万円）のいずれか少ない額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前日までに大府市空家改修費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助対象経費内訳書（第3号様式）
- (3) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (4) 改修工事内容の分かる図面
- (5) 改修工事施工前の写真
- (6) 補助対象空家の位置図
- (7) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅にあっては、耐震基準を満たしていることが分かる書類又は補助金実績報告時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了することが分かる書類
- (8) 建築確認済証の写し
- (9) 補助対象空家の登記事項証明書若しくは売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し
- (10) 誓約書（第4号様式）
- (11) 申請者に係る本市の市税に関する滞納がない旨の証明
- (12) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大府市空家改修費補助金交付決定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

第9条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合、遅滞なく大府市空家改修費補助金交付変更（中止・廃止）届（第6号様式）に変更内容が分

かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りでない。

(1) 補助対象事業の内容を変更するとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助対象者は、補助対象事業が予定期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更届の提出があった場合は、補助金の交付決定を変更することができる。

4 前項の規定により補助金の交付の変更を決定したときは、大府市空家改修費補助金交付決定変更通知書（第7号様式）により通知する。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して20日以内又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日（同日が土、日又は祝日の場合は、直前の開庁日）のいずれか早い日までに、大府市空家改修費補助金完了実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し及び領収書の写し

(2) 補助対象経費内訳書（第3号様式）

(3) 補助対象事業の成果が確認できる写真

(4) 耐震改修工事が必要な場合は、耐震基準を満たす耐震改修工事が完了していることを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の完了実績報告書を受領した場合は、その内容の審査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大府市空家改修費補助金確定通知書（第9号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助対象者は、前条の通知を受けた後、速やかに大府市空家改修費補助金請求書（第10号様式）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、請求書を受領したときは、その内容を審査した上、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助対象者に該当しないと確認したとき。

(2) 補助対象空家を改修後10年間利用しなかったとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(3) 第9条第1項の届出を行わずに補助対象事業の内容を変更したとき。

- (4) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、大府市空家改修費補助金交付決定（一部）取消通知書（第11号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（遅延利息）

第14条 市長は、前条の規定により、補助金の返還を求めた場合で、補助対象者がこれを市長の定める納期限までに納付しなかったときは、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息の支払を補助対象者に対し請求するものとする。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（調査に対する協力）

第15条 補助対象者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の保存）

第16条 補助対象者は、当該補助金の申請に係る関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保存しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付の申請は、この要綱の失効後もなお従前の例による。